



日本柔道整復師会より会員皆様へ大切なお知らせ

公益社団法人 日本柔道整復師会では、以前より厚生労働省へ労災保険の特別加入制度の適用を要望しておりました。今般の対象拡大に伴い、お一人で開業されている柔道整復師の皆様も当会を窓口として特別加入制度の手続き※が可能となりました。

※実際の手続きは、委託しているTSC東京(厚生労働省認可 労働保険事務組合)が行います。

2021年4月1日^{から}

お一人で
開業されている

柔道整復師も

特別加入制度

労災保険

に入れます！



もしもの

仕事中・通勤途中

の



に備えましょう！

国の保険なので

安 心

手厚い補償

詳しくは
裏面

労災保険に入ること

それは

ご自身や家族を守ること

主な給付内容

療養補償

業務上または通勤による傷病により療養を必要とする場合、傷病が治癒するまでの間、無料で療養を受けることができます。



休業補償

療養のため労働することができない場合、休業の4日目以降から、支給されます。



障害補償

傷病が治癒し、身体に障害が残った場合、年金または一時金として支給されます。



遺族補償

死亡当時、その労働者の収入によって生計を維持されていた一定の遺族に対して、年金または一時金として支給されます。



そして!



保険料は

社会保険料控除

にできます!



年間費用

(保険料+手数料)

10,433円～

※労災保険の給付額の算定及び保険料の基礎となる【給付基礎日額】で異なります。

ご自身やご家族が**安心して就業出来る環境作り**のため、
ぜひ特別加入制度をご利用ください。

従業員を雇用されている事業主も中小企業主等の特別加入としてご利用できます。

安心



お気軽にお問い合わせください



FAX 下記項目をご記入いただき



0120-1965-88 まで送信ください



Mail

氏名 |

TEL |

ご希望日時
(平日9:00~18:00)

月

日

AM・PM

時

メールでの
お問い合わせ



【個人情報の取り扱いについて】お預かりした個人情報は資料等の発送など必要な業務に利用させていただきます。当社はご本人様の同意なく、氏名、住所、電子メール、電話番号、FAX番号を含むすべての個人情報を当社以外の第三者に提供することはいたしません。当該個人情報を含む情報を利用終了後、もしくは法に定める保存期間を過ぎた場合には、当社にご提示いただきました個人情報はデータ削除および断断廃棄いたします。



公益社団法人 日本柔道整復師会 特別加入委託団体TSC東京



TEL: 0120-1965-22

E-mail: jimucacgr.co.jp

担当: 村上・高田・岩上

